

# 「健康川柳」利用規約

## 1 目的

「健康川柳」利用規約（以下「本利用規約」という。）は、受動喫煙の防止及び禁煙支援の効果的な広報・啓発活動を行うために「健康川柳」を利用する際に、遵守すべき事項を定めるものです。

## 2 「健康川柳」の利用条件

(1) 「健康川柳」は、群馬県が推進する受動喫煙の防止及び禁煙支援の趣旨に賛同し、その普及推進を行おうとする以下の機関・団体・企業に限り、利用できます。

- ① 県有施設及び県内市町村の健康増進関連部署・機関
- ② 群馬県禁煙支援県民公開講座実行委員会の構成団体
- ③ 群馬県と健康づくり推進連携協定を締結している企業
- ④ 元気県ぐんま21推進会議の構成団体
- ⑤ 県内で健康増進活動を行う団体

### 【健康川柳の趣旨】

「受動喫煙のない社会を目指して」と「健康のために禁煙を目指して」をテーマとした「健康川柳」の入賞作品を活用し、広く県民へ受動喫煙の防止及び禁煙について呼びかけます。

(2) 「健康川柳」は、受動喫煙の防止及び禁煙に関連する印刷物（チラシ・パンフレット・ポスター等）・資材（名刺・封筒等）等に利用できます。

(3) 「健康川柳」は、受動喫煙の防止及び禁煙に関連する配布物（ポケットティッシュ・クリアファイル・ボールペン・ノート・付箋等）に利用できます。

(4) ロゴマークの利用料は、無償とします。

## 3 「健康川柳」の利用方法

(1) 別紙「利用申請書」を作成し、健康長寿社会づくり推進課長あて提出します。

(2) 健康長寿社会づくり推進課長は、申請書の内容を審査の上、利用承認を行うとともに、「健康川柳」のデータを提供します。

(3) 本利用規約に従った上で、「健康川柳」を利用することができます。

## 4 「健康川柳」利用上の留意事項

(1) 「健康川柳」の利用承認を受けた機関・団体・企業は、ロゴマークの利用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供もしくは転貸し、または代理利用を認めることはできません。

(2) 以下の場合には「健康川柳」を利用できません。

- ① 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動目的で利用されるおそれのある場合
- ② 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- ③ 不当な利益を上げるために利用されるおそれのある場合
- ④ 特定の個人または団体の売名に利用されるおそれのある場合
- ⑤ 本件のたばこ対策の正しい理解の妨げとなるおそれのある場合

(3) 利用者は、健康長寿社会づくり推進課長から要請があった場合は、「健康川柳」の利用実態の報告または利用した印刷物等の提出を行わなければなりません。

(4) 本「健康川柳」を利用した施策、活動等に関する事故・苦情などが発生した場合は、利用者の責任の下で必要な措置を講じて下さい。

## 5 規約の改訂

本利用規約は、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合があります。

## 附 則

1 本利用規約は、令和2年11月4日から施行します。

2 本利用規約は、令和3年4月1日から施行します。